

再資源化預託金等特別会計および資金管理料金特別会計における 資金運用の定期見直しについて

再資源化預託金等特別会計および資金管理料金特別会計における資金運用について、自動車リサイクル法の施行から10年以上が経過したことから、経済環境、金融市場、自動車販売等、並びに各特別会計における収支状況を踏まえた検討を行う。
(資料5-2 および資料5-3 参照)

また、今後も同様の検討を5年に一度を目途に定期的に行うとともに、資金管理業務諮問委員会において審議することとする。

1. 再資源化預託金等特別会計における資金運用の見直しについて

預託台数、払渡台数、輸出返還台数等の状況を考慮し、以下の検討を行ったうえで、必要に応じて見直しを行う。

(1) 運用期間に係る検討

運用期間および期間毎の保有残高構成の妥当性について検討を行う。

(2) 運用対象資産に係る検討

運用対象とする資産の妥当性、種別ごとの保有制限等について検討を行う。

(3) その他

2. 資金管理料金特別会計における資金運用の見直しについて

資金管理料金の繰越金の額等を考慮し、以下の検討を行ったうえで、必要に応じて見直しを行う。

(1) 運用期間に係る検討

運用期間の妥当性について検討を行う。

(2) 運用対象資産に係る検討

運用対象とする資産の妥当性について検討を行う。

(3) その他

以上